

平成21年12月1日

保護者様

鈴鹿高等学校長

平成21年度 授業料軽減制度のご案内（最終）

拝啓 時下、保護者のみなさまにはますますご清適のこととお慶び申し上げます。

先般ご案内しましたとおり、本校では三重県の補助金制度に基づき、保護者の授業料の負担を軽減するため、授業料軽減制度を設けており、6月下旬より下記のとおり希望者を募集しておりましたが、本年度の最終受付期間が近づいてきましたので、再度ご案内いたします。

記

【授業料軽減制度について】

学資負担者（保護者）が三重県内に住所を有し、下記のア～オのいずれかに該当する場合。両親共働きで、共に収入がある場合は、所得の多い方で申請をしてください。オの交通遺児については、該当の有無について諸条件があります。詳しくは事務室までお問い合わせください。

区分	対象範囲	軽減額（月額）
ア	生活保護を受けている者	21,000円
イ	平成21年度市町村民税の所得割額が非課税の者	21,000円
ウ	平成21年度市町村民税の所得割額が110,700円以下の者 （上記イの該当者を除く。）	9,900円
エ	失業や倒産等により授業料の納付が困難になった者	21,000円
オ （交通遺児）	保護者が自動車事故により死亡もしくは重度後遺障害を負った場合	14,000円

◎本年度の申請期間は12月21日（月）で締め切らせていただきます。

今回の募集が本年度の最終受付期間となるため、受付期間後に申請された場合は軽減を受けられなくなります。申請をされる方は、申請用書類をお渡ししますのでお早めに事務室までお越しください。

ただし、失業・倒産等の家計急変による場合はこの限りではありません。事務担当までご相談ください。

※昨年度該当者についても、本年度分は改めて申請が必要ですのでご注意ください。

以上

ご不明な点はお問い合わせください。 電話 059-378-0307（担当：事務 内海・大矢）